

令和4年2月25日開会

①

令和4年第1回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

令和4年第1回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第4号議案 令和4年度茨城県一般会計予算	1
第5号議案 令和4年度茨城県競輪事業特別会計予算	17
第6号議案 令和4年度茨城県公債管理特別会計予算	19
第7号議案 令和4年度茨城県市町村振興資金特別会計予算	21
第8号議案 令和4年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計予算	23
第9号議案 令和4年度茨城県立医療大学付属病院特別会計予算	25
第10号議案 令和4年度茨城県国民健康保険特別会計予算	27
第11号議案 令和4年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算	29
第12号議案 令和4年度茨城県中小企業事業資金特別会計予算	31
第13号議案 令和4年度茨城県農業改良資金特別会計予算	33
第14号議案 令和4年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計予算	35
第15号議案 令和4年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計予算	37
第16号議案 令和4年度茨城県港湾事業特別会計予算	39
第17号議案 令和4年度茨城県都市計画事業土地地区画整理事業特別会計予算	42
第18号議案 令和4年度茨城県病院事業会計予算	44
第19号議案 令和4年度茨城県水道事業会計予算	48
第20号議案 令和4年度茨城県工業用水道事業会計予算	51
第21号議案 令和4年度茨城県地域振興事業会計予算	53
第22号議案 令和4年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算	55
第23号議案 令和4年度茨城県流域下水道事業会計予算	57
第24号議案 茨城県行政組織条例の一部を改正する条例	59
第25号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	60
第26号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	62
第27号議案 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例	63
第28号議案 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例	65
第29号議案 茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	67
第30号議案 茨城県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	68
第31号議案 茨城県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	69
第32号議案 児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例	70
第33号議案 茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例	71
第34号議案 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	72
第35号議案 土浦・阿見都市計画事業阿見吉原土地地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例	73
第36号議案 茨城県立産業技術短期大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	74
第37号議案 茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	75

第38号議案	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に基づき畜舎等の技術基準を定める条例	79
第39号議案	茨城県都市公園条例の一部を改正する条例	80
第40号議案	茨城県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	82
第41号議案	包括外部監査契約の締結について	84
第42号議案	霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について	85

予

算

第4号議案

令和4年度 茨城県一般会計予算

令和4年度茨城県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,281,679,142千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料及び職員手当等に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第14款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		398,113,404 <small>千円</small>
	1 県 民 税	122,483,282
	2 事 業 税	95,100,540
	3 地 方 消 費 税	82,533,705
	4 不 動 産 取 得 税	5,074,050
	5 県 た ば こ 税	3,476,643
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,634,858
	7 軽 油 引 取 税	32,052,325
	8 自 動 車 税	53,453,126
	9 鉱 区 税	4,060
	10 核 燃 料 等 取 扱 税	1,265,971
	11 狩 猟 税	34,844
2 地 方 消 費 税 清 算 金		130,320,333
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	130,320,333
3 地 方 譲 与 税		53,161,609
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	48,860,878
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	3,714,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	111,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	328,731
	5 森 林 環 境 譲 与 税	146,000
	6 航 空 機 燃 料 譲 与 税	1,000

4 地方特例交付金		2,100,000
	1 地方特例交付金	2,100,000
5 地方交付税		196,732,000
	1 地方交付税	196,732,000
6 交通安全対策特別交付金		754,000
	1 交通安全対策特別交付金	754,000
7 分担金及び負担金		8,320,551
	1 分担金	661,578
	2 負担金	7,658,973
8 使用料及び手数料		16,180,656
	1 使用料	11,691,890
	2 手数料	765,357
	3 証紙収入	3,723,409
9 国庫支出金		210,572,287
	1 国庫負担金	53,605,348
	2 国庫補助金	154,002,572
	3 委託金	2,964,367
10 財産収入		2,337,665
	1 財産運用収入	1,016,533
	2 財産売払収入	1,321,132
11 寄附金		104,388
	1 寄附金	104,388
12 繰入金		21,288,611
	1 特別会計繰入金	886,565
	2 基金繰入金	20,402,046

13 繰越金		5,000,000
	1 繰越金	5,000,000
14 諸収入		141,834,738
	1 延滞金、加算金及び過料	503,148
	2 県預金利子	1,517
	3 公営企業貸付金元利収入	56,503
	4 貸付金元利収入	117,762,652
	5 受託事業収入	4,852,722
	6 収益事業収入	7,767,453
	7 利子割精算金収入	1
	8 雑収入	10,890,742
15 県債		94,858,900
	1 県債	94,858,900
歳入合計		1,281,679,142

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,704,318
	1 議 会 費	1,704,318
2 総 務 費		38,302,103
	1 総 務 管 理 費	21,125,647
	2 徴 税 費	11,917,657
	3 市 町 村 振 興 費	1,856,621
	4 選 挙 費	2,796,265
	5 人 事 委 員 会 費	141,370
	6 監 査 委 員 費	164,543
	7 諸 費	300,000
3 企 画 開 発 費		11,058,635
	1 企 画 費	8,275,853
	2 開 発 費	2,390,296
	3 統 計 調 査 費	392,486
4 生 活 環 境 費		14,546,815
	1 生 活 文 化 費	2,377,438
	2 防 災 費	1,496,559
	3 環 境 保 全 費	10,634,654
	4 災 害 救 助 費	38,164
5 保 健 福 祉 費		300,063,985
	1 厚 生 総 務 費	113,223,913
	2 生 活 保 護 費	5,664,489
	3 児 童 福 祉 費	40,974,143

	4 障 害 福 祉 費	30,873,756
	5 保 健 所 費	2,019,441
	6 医 藥 費	11,512,073
	7 環 境 衛 生 費	1,246,937
	8 公 衆 衛 生 費	94,549,233
6 勞 働 費		2,645,931
	1 勞 働 政 策 費	741,345
	2 職 業 能 力 開 発 費	1,773,637
	3 勞 働 委 員 会 費	130,949
7 農 林 水 産 業 費		42,041,188
	1 農 業 費	13,103,942
	2 畜 産 業 費	2,461,319
	3 林 業 費	5,625,381
	4 水 産 業 費	4,432,665
	5 農 地 費	16,417,881
8 商 工 費		143,087,124
	1 産 業 政 策 費	114,954,941
	2 技 術 革 新 費	1,345,860
	3 中 小 企 業 費	2,838,126
	4 観 光 物 産 費	2,776,625
	5 立 地 推 進 費	21,171,572
9 土 木 費		95,191,815
	1 土 木 管 理 費	3,799,166
	2 道 路 橋 梁 費	58,523,417
	3 河 川 海 岸 費	19,619,064

	4 港 湾 費	3,777,720
	5 都 市 計 画 費	5,405,451
	6 住 宅 費	4,066,997
10 警 察 費		62,315,708
	1 警 察 管 理 費	56,363,233
	2 警 察 活 動 費	5,952,475
11 教 育 費		262,449,523
	1 教 育 総 務 費	54,119,053
	2 小 学 校 費	77,280,750
	3 中 学 校 費	43,905,811
	4 高 等 学 校 費	57,394,062
	5 特 別 支 援 学 校 費	24,529,319
	6 社 会 教 育 費	3,445,427
	7 保 健 体 育 費	1,775,101
12 災 害 復 旧 費		813,405
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	163,523
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	649,882
13 公 債 費		146,026,478
	1 公 債 費	146,026,478
14 諸 支 出 金		159,432,114
	1 ゴルフ場利用税交付金	1,844,683
	2 利子割交付金	196,301
	3 利子割精算金	1
	4 地方消費税清算金	78,924,973
	5 地方消費税交付金	66,081,479

	6 配 当 割 交 付 金	1,431,453
	7 株 式 等 讓 渡 所 得 割 交 付 金	2,311,579
	8 環 境 性 能 割 交 付 金	1,386,963
	9 法 人 事 業 税 交 付 金	7,170,090
	10 公 營 企 業 貸 付 金	84,592
15 予 備 費		2,000,000
	1 予 備 費	2,000,000
歲 出 合 計		1,281,679,142

第2表 債務負担行為
(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
地 方 債 証 券 共 同 発 行 連 帯 債 務	他の地方公共団体と共同して証券を発行する地方債について、当該団体と連帯して償還及び利子の支払をなす義務を負う。	自 令和4年度 至 令和14年度	元金1,170,000,000千円及びこれに対する利子相当額
環 境 保 全 施 設 資 金 利 子 補 給	茨城県環境保全施設資金融資制度に基づき、金融機関が中小企業者等に対し、令和4年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和5年度 至 令和11年度	融資総額1億7,823万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設資金融資制度要項に定める利子補給率を乗じて得た額
環 境 保 全 施 設 整 備 資 金 利 子 補 給	茨城県環境保全施設整備資金利子補給制度に基づき、政府系金融機関が中小企業者に対し、令和4年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。	自 令和5年度 至 令和19年度	融資総額2,500万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設整備資金利子補給金交付要項に定める利子補給率を乗じて得た額
が ん 先 進 医 療 費 利 子 補 給	茨城県がん先進医療費利子補給制度に基づき、県民が金融機関からがんの先進医療を受けるための治療費を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	自 令和5年度 至 令和11年度	融資総額1,500万円の融資残高に対し、茨城県がん先進医療費利子補給金交付要綱に定める利子補給率を乗じて得た額
救急医療情報システム 構 築 等 業 務 委 託 契 約	茨城県救急医療情報システムの構築及び運用・保守業務に係る委託契約を締結する。	自 令和5年度 至 令和10年度	326,772千円
地 域 医 療 医 師 修 学 資 金 貸 与 契 約	茨城県地域医療医師修学資金貸与条例に基づき、修学資金貸与契約を修学生と締結する。	自 令和5年度 至 令和9年度	801,000千円
医 師 教 育 資 金 利 子 補 給	茨城県医師教育資金利子補給制度に基づき、県民が金融機関から医学部進学のための教育資金を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	自 令和5年度 至 令和11年度	融資総額15億円の融資残高に対し、茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱に定める利子補給率を乗じて得た額
医 師 海 外 派 遣 事 業 費 用 負 担 協 定	医師海外派遣事業に係る費用負担について、国立大学法人筑波大学と協定を締結する。	自 令和5年度 至 令和6年度	10,980千円
創 業 支 援 融 資 損 失 補 償	創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和4年度 至 令和19年度	34,000千円

女性・若者・障害者 創業支援融資 損失補償	女性・若者・障害者創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和4年度 至 令和19年度	24,000千円
新分野進出等支援 融資損失補償	新分野進出等支援融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和4年度 至 令和19年度	96,000千円
パワーアップ 融資損失補償	パワーアップ融資（旧パワーアップ融資）制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和4年度 至 令和19年度	478,000千円
パワーアップ 融資損失補償	パワーアップ融資（旧セーフティネット融資）制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和4年度 至 令和16年度	71,000千円
再生支援融資 損失補償	再生支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和4年度 至 令和19年度	35,000千円
災害対策融資 損失補償	災害対策融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和4年度 至 令和19年度	2,100千円
借換融資 損失補償	借換融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和4年度 至 令和19年度	112,000千円
新型コロナウイルス 感染症対策利子補給	茨城県新型コロナウイルス感染症対策利子補給金交付要項に基づき、金融機関が中小企業者に対し、令和4年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。	自 令和5年度 至 令和7年度	230,235千円

失業者等生活資金融資損失補償	失業者等生活資金融資制度に基づき、日本労働者信用基金協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和4年度 至 令和10年度	1,250千円
離職者等再就職訓練業務委託契約	介護福祉士養成訓練業務等に係る委託契約を締結する。	自 令和5年度 至 令和6年度	13,332千円
離職者等再就職訓練業務委託契約	調理師養成訓練業務及び農業実践訓練業務に係る委託契約を締結する。	令和5年度	3,410千円
野菜価格安定対策事業費補助	公益社団法人茨城県農林振興公社が、農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足が生じた場合、県が公社に対し、令和4年度における県の必要造成計画額と国が定める最低現金保有額との差額を限度とし、その不足額を補助する。	自 令和4年度 至 令和5年度	277,703千円
農業近代化資金利子補給	農業近代化資金通法に基づき、金融機関が農業者等に対し、令和4年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和5年度 至 令和24年度	融資総額17億円の融資残高に対し、茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程第3条に規定する率を乗じて得た額
農業経営負担軽減支援資金利子補給	茨城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が農業者に対し、令和4年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和5年度 至 令和19年度	融資総額2千万円の融資残高に対し、茨城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要項第2条に規定する率を乗じて得た額
農作物災害経営資金等利子補給（現年災分）	茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、金融機関が被害農業者等に対し、令和4年度において5億円の範囲内で経営資金等を貸し付けたときは、県は市町村が当該金融機関に対し利子補給した額の一部を補助する。	自 令和5年度 至 令和16年度	融資総額5億円の融資残高に対し、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例施行規則第3条に規定する率を乗じて得た額
農作物災害経営資金等損失補償（現年災分）	茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、被害農業者等に対し、経営資金を貸し付けた金融機関に損失が生じたときは、県は市町村が当該金融機関に対し損失補償した額の一部を補助する。	令和7年度以降	200,000千円
農業ビジネス保証制度融資損失補償	農業ビジネス保証制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和4年度 至 令和24年度	31,250千円

漁業近代化資金等 利子補給	漁業近代化資金通法に基づき、金融機関が漁業者等に対し、令和4年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和5年度 至 令和27年度	融資総額17億円の融資残高に対し、茨城県漁業近代化資金等利子補給金交付要項第3条に規定する率を乗じて得た額
水産加工経営改善 促進資金利子補給	茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が水産加工業者に対し、令和4年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和5年度 至 令和7年度	融資総額1億円の融資残高に対し、茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項第4条に規定する率を乗じて得た額
県営かんがい排水 事業工事請負契約	金江津用排水機場地区のポンプ設備工事に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	139,000千円
地方道路整備 費用負担契約	一般国道355号、石岡市東成井地内の東成井跨線橋の地方道路整備に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	自 令和5年度 至 令和7年度	1,100,000千円
合併市町村幹線道路 緊急整備支援事業 工事請負契約	石岡市道B3760号線、石岡市上曾地内及び桜川市道M2753号線、桜川市真壁町山尾地内の上曾トンネル（仮称）の合併市町村幹線道路緊急整備に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	1,800,000千円
地方道路整備 工事請負契約	一般県道谷井田稲戸井停車場線、取手市市之代地内の稲豊橋外3箇所の橋梁耐震に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	500,000千円
地方道路整備 費用負担契約	主要地方道常陸那珂港山方線、東海村東海地内の東海橋外2箇所の橋梁補修に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	自 令和5年度 至 令和6年度	290,000千円
地方道路整備 費用負担契約	一般国道293号、常陸大宮市東野地内の東野陸橋の橋梁補修に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	令和5年度	70,000千円
国補河川改修 工事請負契約	一級河川相野谷川、取手市桑原地先の国道6号橋梁外6箇所の橋梁工事等に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	900,000千円
県営住宅建設 工事請負契約	桜川西アパートの建設に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	385,000千円

自然博物館展覧会 開催業務委託契約	自然博物館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。	令和5年度	1,100千円
近代美術館展覧会 開催業務委託契約	近代美術館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。	令和5年度	1,650千円
陶芸美術館展覧会 開催業務委託契約	陶芸美術館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。	令和5年度	8,415千円
警察職員宿舎整備 運営事業損失補償	県が選定した事業者が警察職員宿舎の入居率が90%に満たないことによって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の協定を当該事業者と締結する。	自 令和6年度 至 令和35年度	総戸数の家賃総額に入居補償率90%を乗じて得た額から入居戸数の家賃総額を除いた額
放置車両確認等 事務委託契約	放置車両の確認及び標章の取付け事務に係る委託契約を締結する。	令和5年度	45,680千円
運転者管理システム 賃貸借契約	警察情報管理システム合理化・高度化計画に基づき、運転者管理システムに係る賃貸借契約を締結する。	令和5年度	145,520千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
治山事業	325,100	債券発行又は普通貸借（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額）	年利5.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内 (据置期間を含む。)
水産基盤整備事業	441,400			
土地改良事業	3,057,200			
河川事業	13,107,200			
海岸整備事業	157,700			
砂防事業	128,000			
急傾斜地崩壊対策事業	68,700			
港湾整備事業	1,079,200			
道路橋梁整備事業	25,731,000			
街路事業	1,065,900			
放課後児童クラブ整備事業	289,300			
産業技術専門学院整備事業	39,800			
いばらき就職支援センター整備事業	51,900			
茨城県職業人材育成センター整備事業	29,400			
体育施設整備事業	141,300			
公営住宅建設事業	774,700			
過年補助災害復旧事業	20,700			
現年補助災害復旧事業	191,800			
過年直轄災害復旧事業	90,000			
現年直轄災害復旧事業	14,700			
単独災害復旧事業	173,300			
児童福祉施設整備事業	311,000			
老人福祉施設整備事業	1,021,000			
障害福祉施設整備事業	818,000			

青少年会館整備事業	5,500			
県庁舎等整備事業	947,200			
交通安全施設整備事業	776,000			
警察施設整備事業	2,347,100			
公園事業	556,000			
高校整備事業	4,567,700			
文化施設整備事業	254,400			
社会教育施設整備事業	95,200			
特別支援学校整備事業	972,100			
空港周辺整備事業	10,300			
地域鉄道設備等整備事業	60,500			
災害救助対策事業	4,800			
アクアワールド 茨城県大洗水族館整備事業	53,100			
消防施設整備事業	32,000			
県立医療大学設備整備事業	167,600			
農業大学校施設整備事業	79,900			
農業総合センター 施設整備事業	72,100			
農業改良普及センター 施設整備事業	56,500			
原種苗センター整備事業	52,800			
県民文化センター 施設整備事業	104,400			
畜産センター施設整備事業	61,300			
養豚研究所施設整備事業	21,000			
家畜保健衛生所 施設整備事業	16,300			
水産試験場施設整備事業	120,500			
保健所施設整備事業	87,900			
いばらき予防医学プラザ 整備事業	33,800			
地域活性化事業	712,400			

防 災 対 策 事 業	457,200			
合 併 特 例 事 業	1,148,000			
地 方 道 路 等 整 備 事 業	1,764,400			
緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業	361,000			
上 水 道 事 業 出 資 金	1,222,000			
臨 時 財 政 対 策 債	26,500,000			
退 職 手 当 債	2,000,000			
災 害 援 護 資 金 貸 付 金	9,600	普 通 貸 借	無 利 子	15 年 以 内 (据置期間を含む。)
合 計	94,858,900			

第5号議案

令和4年度 茨城県競輪事業特別会計予算

令和4年度茨城県競輪事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,133,001千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 競 輪 事 業 収 入		16,133,001 ^{千円}
	1 競 輪 事 業 収 入	15,472,413
	2 繰 入 金	133,309
	3 繰 越 金	527,279
歳 入 合 計		16,133,001

歳 出

款	項	金 額
1 競 輪 事 業 支 出		16,133,001 ^{千円}
	1 競 輪 事 業 費	15,483,636
	2 積 立 金	1,477
	3 繰 出 金	100,000
	4 予 備 費	547,888
歳 出 合 計		16,133,001

第6号議案

令和4年度 茨城県公債管理特別会計予算

令和4年度茨城県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ174,577,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計借換債	千円 130,005,500	債券発行又は普通貸借(他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額)	年利5.0パーセント以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内(据置期間を含む。)
計	130,005,500			

令和4年2月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公 債 管 理 収 入		174,577,400 ^{千円}
	1 財 産 収 入	137,542
	2 繰 入 金	44,434,358
	3 県 債	130,005,500
歳 入 合 計		174,577,400

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 管 理 支 出		174,577,400 ^{千円}
	1 公 債 費	174,577,400
歳 出 合 計		174,577,400

第7号議案

令和4年度 茨城県市町村振興資金特別会計予算

令和4年度茨城県市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ860,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 収 入		860,000 ^{千円}
	1 繰 越 金	1
	2 諸 収 入	859,999
歳 入 合 計		860,000

歳 出

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 支 出		860,000 ^{千円}
	1 市 町 村 振 興 資 金 支 出	800,000
	2 繰 出 金	59,000
	3 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		860,000

第 8 号議案

令和 4 年度 茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計予算

令和 4 年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,199,037千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立カシマサッカー スタジアム整備事業	千円 191,400	債券発行又は 普通貸借	年利 5.0 パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	30 年 以 内 (据置期間を含む。)
計	191,400			

令和 4 年 2 月 25 日 提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 鹿 島 臨 海 工 業 地 帯 造 成 事 業 収 入		2,199,037 ^{千円}
	1 事 業 収 入	520,000
	2 財 産 収 入	587,142
	3 繰 越 金	504,011
	4 諸 収 入	395,829
	5 県 債	191,400
	6 使 用 料	655
歳 入 合 計		2,199,037

歳 出

款	項	金 額
1 鹿 島 臨 海 工 業 地 帯 造 成 事 業 費		2,199,037 ^{千円}
	1 鹿 島 開 発 事 業 費	1,569,923
	2 公 債 費	619,114
	3 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		2,199,037

第9号議案

令和4年度 茨城県立医療大学附属病院特別会計予算

令和4年度茨城県立医療大学附属病院特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,195,947千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立医療大学附属病院整備事業	千円 136,400	債券発行又は普通貸借	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
計	136,400			

令和4年2月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 立 医 療 大 学 付 属 病 院 収 入		3,195,947 ^{千円}
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	1,774,603
	2 財 産 収 入	3,611
	3 繰 入 金	1,236,534
	4 繰 越 金	30,000
	5 諸 収 入	14,799
	6 県 債	136,400
歳 入 合 計		3,195,947

歳 出

款	項	金 額
1 県 立 医 療 大 学 付 属 病 院 学 費		3,195,947 ^{千円}
	1 病 院 運 営 費	2,671,695
	2 研 究 研 修 費	22,698
	3 公 債 費	499,054
	4 予 備 費	2,500
歳 出 合 計		3,195,947

第10号議案

令和4年度 茨城県国民健康保険特別会計予算

令和4年度茨城県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ236,694,712千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険収入		236,694,712 ^{千円}
	1 負担金	73,555,783
	2 国庫支出金	66,438,961
	3 財産収入	5,968
	4 繰入金	14,910,274
	5 繰越金	3,163,619
	6 諸収入	78,620,107
歳入合計		236,694,712

歳 出

款	項	金 額
1 国民健康保険費		236,694,712 ^{千円}
	1 国民健康保険費	236,688,644
	2 積立金	5,968
	3 予備費	100
歳出合計		236,694,712

第11号議案

令和4年度 茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算

令和4年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ227,164千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月25日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 母子・父子・寡婦福祉 貸付金収入		227,164 ^{千円}
	1 繰入金	1,283
	2 貸付返納金	114,695
	3 繰越金	110,902
	4 諸収入	284
歳入合計		227,164

歳 出

款	項	金 額
1 母子・父子・寡婦福祉 貸付金支出		227,164 ^{千円}
	1 母子・父子・寡婦福祉貸付費	139,092
	2 予備費	88,072
歳出合計		227,164

第12号議案

令和4年度 茨城県中小企業事業資金特別会計予算

令和4年度茨城県中小企業事業資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,297,785千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 中 小 企 業 事 業 資 金 収 入		2,297,785 ^{千円}
	1 繰 入 金	23,700
	2 繰 越 金	157,098
	3 諸 収 入	2,116,987
歳 入 合 計		2,297,785

歳 出

款	項	金 額
1 中 小 企 業 事 業 資 金 支 出		2,297,785 ^{千円}
	1 中 小 企 業 事 業 資 金 支 出	2,290,585
	2 予 備 費	7,200
歳 出 合 計		2,297,785

第13号議案

令和4年度 茨城県農業改良資金特別会計予算

令和4年度茨城県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ69,821千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 農業改良資金収入		69,821 ^{千円}
	1 繰入金	4,510
	2 繰越金	10,358
	3 諸収入	54,953
歳入合計		69,821

歳 出

款	項	金 額
1 農業改良資金支出		69,821 ^{千円}
	1 貸付金勘定支出	65,296
	2 業務勘定支出	4,517
	3 予備費	8
歳出合計		69,821

第14号議案

令和4年度 茨城県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和4年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ91,343千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月25日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 林業・木材産業 改善資金収入		91,343 ^{千円}
	1 繰入金	342
	2 繰越金	90,001
	3 諸収入	1,000
歳入合計		91,343

歳 出

款	項	金 額
1 林業・木材産業 改善資金支出		91,343 ^{千円}
	1 貸付金勘定支出	90,000
	2 業務勘定支出	343
	3 予備費	1,000
歳出合計		91,343

第15号議案

令和4年度 茨城県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和4年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,383千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月25日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金収入		71,383 ^{千円}
	1 繰 入 金	1,379
	2 繰 越 金	47,534
	3 諸 収 入	22,470
歳 入 合 計		71,383

歳 出

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金支出		71,383 ^{千円}
	1 貸 付 金 勘 定 支 出	70,000
	2 業 務 勘 定 支 出	1,379
	3 予 備 費	4
歳 出 合 計		71,383

第16号議案

令和4年度 茨城県港湾事業特別会計予算

令和4年度茨城県港湾事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,719,248千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業	千円 4,242,000	債券発行又は普通貸借	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年以内 (据置期間を含む。)
計	4,242,000			

令和4年2月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 港 湾 事 業 収 入		8,719,248 ^{千円}
	1 使 用 料	1,595,159
	2 財 産 収 入	684,029
	3 繰 入 金	1,899,093
	4 繰 越 金	269,201
	5 諸 収 入	29,766
	6 県 債	4,242,000
歳 入 合 計		8,719,248

歳 出

款	項	金 額
1 港 湾 事 業 費		8,719,248 ^{千円}
	1 港 湾 総 務 費	136,316
	2 港 湾 管 理 費	1,718,660
	3 港 湾 振 興 費	48,520
	4 港 湾 建 設 費	2,438,700
	5 公 債 費	4,375,052
	6 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		8,719,248

第2表 債務負担行為

(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
茨城港常陸那珂港区 機能施設整備 工事請負契約	茨城港常陸那珂港区の荷役機械整備に係る 工事請負契約を締結する。	自 令和5年度 至 令和6年度	2,000,000千円

第17号議案

令和4年度 茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計予算

令和4年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,944,899千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	千円 1,949,200	債券発行又は 普通貸借	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	30年以内 (据置期間を含む。)
土地区画整理関連事業	87,800			
計	2,037,000			

令和4年2月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 土地区画整理事業収入		18,944,899 ^{千円}
	1 使用料及び手数料	20
	2 国庫支出金	583,255
	3 負担金	289,450
	4 財産収入	8,872,619
	5 繰入金	5,786,450
	6 繰越金	939,206
	7 諸収入	436,899
	8 県債	2,037,000
歳 入 合 計		18,944,899

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		18,944,899 ^{千円}
	1 T X 沿線開発事業費	8,864,983
	2 島名・福田坪開発事業費	2,277,494
	3 上河原崎・中西開発事業費	7,736,593
	4 阿見・吉原開発事業費	65,829
歳 出 合 計		18,944,899

第18号議案

令和4年度 茨城県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度茨城県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 中央病院事業

(1) 病床数

一般病床数	475床
結核病床数	25床
計	500床

(2) 患者数

入院	1日平均	352人	年間	128,572人
外来	1日平均	937人	年間	227,712人

2 こころの医療センター事業

(1) 病床数

精神病床数	537床 (稼働病床数276床)
-------	------------------

(2) 患者数

入院	1日平均	226人	年間	82,356人
外来	1日平均	296人	年間	71,928人

3 こども病院事業

(1) 病床数

一般病床数	115床
-------	------

(2) 患者数

入院	1日平均	105人	年間	38,325人
外来	1日平均	223人	年間	54,194人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 本庁事業収益	126,679千円
第1項 医療外収益	126,679千円
第2款 中央病院事業収益	21,298,405千円
第1項 医療収益	15,410,769千円
第2項 医療外収益	5,877,636千円
第3項 特別利益	10,000千円
第3款 こころの医療センター事業収益	4,207,583千円
第1項 医療収益	3,116,899千円

第2項 医業外収益	1,089,684千円
第3項 特別利益	1,000千円
第4款 こども病院事業収益	1,518,899千円
第1項 医業収益	41,502千円
第2項 医業外収益	1,476,397千円
第3項 特別利益	1,000千円
支 出	
第1款 本庁事業費用	126,679千円
第1項 医業費用	126,674千円
第2項 医業外費用	5千円
第2款 中央病院事業費用	20,879,366千円
第1項 医業費用	20,590,579千円
第2項 医業外費用	268,787千円
第3項 特別損失	10,000千円
第4項 予備費	10,000千円
第3款 こころの医療センター 事業費用	4,177,844千円
第1項 医業費用	4,087,466千円
第2項 医業外費用	83,378千円
第3項 特別損失	6,000千円
第4項 予備費	1,000千円
第4款 こども病院事業費用	1,340,927千円
第1項 医業費用	1,245,984千円
第2項 医業外費用	92,943千円
第3項 特別損失	1,000千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,286,477千円は、過年度分損益勘定留保資金441,418千円及び当年度分損益勘定留保資金845,059千円で補てんする。)

収 入	
第1款 中央病院資本的収入	1,258,078千円
第1項 企業債	611,000千円
第2項 負担金	637,078千円
第3項 諸収入	10,000千円
第2款 こころの医療センター 資本的収入	217,825千円
第1項 企業債	91,300千円
第2項 負担金	126,525千円
第3款 こども病院資本的収入	712,129千円
第1項 企業債	346,500千円
第2項 負担金	362,531千円

第3項 国庫補助金	3,098千円
支 出	
第1款 中央病院資本的支出	2,112,909千円
第1項 建設改良費	932,697千円
第2項 償 還 金	1,174,452千円
第3項 投 資	5,760千円
第2款 こころの医療センター資本的支出	350,594千円
第1項 建設改良費	97,364千円
第2項 償 還 金	253,050千円
第3項 投 資	180千円
第3款 こども病院資本的支出	1,011,006千円
第1項 建設改良費	349,824千円
第2項 償 還 金	661,182千円
(企業債)	

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立中央病院整備事業	千円 611,000	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
県立こころの医療センター整備事業	91,300			
県立こども病院整備事業	346,500			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 13,758,432千円

(2) 交 際 費 610千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

1 中央病院事業	
薬 品	3,465,861千円
燃 料	52,020千円
計	3,517,881千円

2 こころの医療センター事業

薬品	160,092千円
診療材料	31,283千円
燃料	927千円
計	192,302千円

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1 取得する資産	医療機器	心臓カテーテル検査システム	1 式
		人工心肺装置	1 台

令和4年2月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第19号議案

令和4年度 茨城県水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度茨城県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水団体数	33市町村 2企業団
(2) 年間総給水量	141,807,387m ³
(3) 1日平均給水量	388,513m ³
(4) 建設改良費	
県南西広域水道事業	7,693,684千円
鹿行広域水道事業	1,128,343千円
県中央広域水道事業	2,147,800千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	19,907,753千円
第1項 営業収益	17,657,192千円
第2項 営業外収益	2,250,561千円
支 出	
第1款 事業費用	19,001,218千円
第1項 営業費用	17,942,896千円
第2項 営業外費用	1,045,922千円
第3項 特別損失	400千円
第4項 予備費	12,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,646,232千円は、過年度分損益勘定留保資金7,927,646千円、当年度分消費税等資本的収支調整額495,153千円及び建設改良積立金223,433千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	5,617,074千円
第1項 国庫補助金	946,716千円
第2項 企業債	3,201,700千円
第3項 出資金	1,222,000千円
第4項 負担金	31,973千円
第5項 他会計補助金	113,624千円
第6項 長期借入金	84,592千円
第7項 関連事業収入	16,469千円

支 出

第1款 資本的支出	14,263,306千円
第1項 建設改良費	10,969,827千円
第2項 資産購入費	88,583千円
第3項 償還金	3,058,023千円
第4項 補助金返還金	141,384千円
第5項 出資金返還金	5,489千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
県南西広域水道建設事業工事請負契約	令和5年度	989,296 ^{千円}
鹿行広域水道建設事業工事請負契約	自 令和5年度 至 令和6年度	1,272,871
県中央広域水道建設事業工事請負契約	令和5年度	361,112
県南西広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	令和5年度	98,582
鹿行広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	令和5年度	37,400
県中央広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	令和5年度	5,845

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
水 道 事 業	3,201,700 ^{千円}	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 1,060,012千円

(2) 交際費 478千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成及び建設補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、237,914千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、436,000千円と定める。

令和4年2月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第20号議案

令和4年度 茨城県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度茨城県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 事 業 所 数	251事業所
(2) 年 間 総 給 水 量	326,024,925m ³
(3) 1 日 平 均 給 水 量	893,219m ³
(4) 建 設 改 良 費	
那珂川工業用水道事業	186,884千円
鹿島工業用水道事業	1,199,015千円
県南西広域工業用水道事業	2,358,740千円
県央広域工業用水道事業	461,111千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	13,564,216千円
第1項 営業収益	12,247,354千円
第2項 営業外収益	1,316,862千円
支 出	
第1款 事業費用	12,039,206千円
第1項 営業費用	11,389,095千円
第2項 営業外費用	639,611千円
第3項 特別損失	500千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,808,197千円は、過年度分損益勘定留保資金4,095,853千円、当年度分消費税等資本的収支調整額222,488千円及び建設改良積立金489,856千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	1,962,100千円
第1項 国庫補助金	75,600千円
第2項 企業債	1,886,500千円
支 出	
第1款 資本的支出	6,770,297千円
第1項 建設改良費	4,205,750千円
第2項 資産購入費	5,955千円

第3項 償 還 金 2,478,888千円

第4項 基 金 積 立 金 79,704千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
鹿島工業用水道建設事業工事請負契約	自 令和5年度 至 令和6年度	2,423,228 千円
県南西広域工業用水道建設事業工事請負契約	令和5年度	473,704

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
工 業 用 水 道 事 業	1,886,500 千円	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 711,770千円

(2) 交 際 費 296千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、51,818千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、64,000千円と定める。

令和4年2月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第21号議案

令和4年度 茨城県地域振興事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度茨城県地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 土地造成事業

稲敷土地造成事業

土地造成費 1,514,194千円

つくばみらい福岡地区

土地造成事業

土地造成費 7,637,725千円

坂東山地区土地造成事業

坂東市山・逆井・生子・

生子新田・菅谷地区

732,000㎡

土地造成費

5,261,100千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 土地造成事業収益 47,303千円

第1項 営業収益 47,249千円

第2項 営業外収益 54千円

支 出

第1款 土地造成事業費用 82,493千円

第1項 営業費用 41,796千円

第2項 営業外費用 38,397千円

第3項 特別損失 300千円

第4項 予備費 2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,014,194千円は、過年度分損益勘定留保資金1,014,194千円で補てんする。)

収 入

第1款 土地造成事業資本的収入 13,398,825千円

第1項 企業債 12,803,200千円

第2項 受託工事収入 385,000千円

第3項 関連事業収入 210,625千円

支 出

第1款 土地造成事業資本的支出 14,413,019千円

第1項 土地造成費 14,413,019千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
坂東山地区土地造成事業 造成関連業務委託契約	自 令和5年度 至 令和6年度	12,238,800 ^{千円}

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域振興事業	12,803,200 ^{千円}	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	30年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、12,900,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 42,962千円

(2) 交 際 費 11千円

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量	
1 取得する資産	土 地	工 業 団 地 用 地 (坂東市山・逆井・生子・生子新田・菅谷)	732,000㎡	
	種 類	名 称	数 量	処分の態様
2 処分する資産	土 地	工 業 団 地 (つくばみらい市福岡・中原・南・田村)	605,000㎡	売払い

令和4年2月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第22号議案

令和4年度 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	43,904,656 ^m
(2) 1日平均処理水量	120,287 ^m
(3) 処理区域	神の池東部地区、神の池西部地区、波崎地区
(4) 建設改良費	1,959,405千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	3,525,064千円
第1項 営業収益	2,954,322千円
第2項 営業外収益	549,034千円
第3項 特別利益	21,708千円
支 出	
第1款 事業費用	3,199,460千円
第1項 営業費用	3,149,843千円
第2項 営業外費用	48,557千円
第3項 特別損失	60千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額972,209千円は、過年度分損益勘定留保資金785,633千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額186,576千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	1,418,818千円
第1項 国庫補助金	468,450千円
第2項 企業債	939,500千円
第3項 負担金	10,868千円
支 出	
第1款 資本的支出	2,391,027千円
第1項 建設改良費	1,959,405千円
第2項 資産購入費	79,585千円
第3項 償還金	352,037千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
鹿島臨海都市計画下水道工事請負契約	自 令和5年度 至 令和6年度	500,000 ^{千円}
鹿島臨海都市計画下水道工事請負契約	令和5年度	300,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
鹿島臨海都市計画 下 水 道 事 業	939,500 ^{千円}	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年 利 5.0 パ ー セ ン ト 以 内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40 年 以 内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費等 180,823千円
- (2) 交 際 費 30千円

令和4年2月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第23号議案

令和4年度 茨城県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度茨城県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	127,807,000m ³
(2) 1日平均処理水量	350,156m ³
(3) 流域関連市町村数	30市町村
(4) 建設改良費	4,217,856千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	17,110,663千円
第1項 営業収益	9,259,472千円
第2項 営業外収益	7,786,990千円
第3項 特別利益	64,201千円
支 出	
第1款 事業費用	16,817,072千円
第1項 営業費用	16,327,105千円
第2項 営業外費用	435,898千円
第3項 特別損失	50,069千円
第4項 予備費	4,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,976,398千円は、過年度分損益勘定留保資金1,251,307千円、当年度分損益勘定留保資金640,135千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額84,956千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	4,489,271千円
第1項 国庫補助金	2,433,490千円
第2項 企業債	1,215,100千円
第3項 負担金	840,539千円
第4項 固定資産売却代金	80千円
第5項 関連事業収入	62千円
支 出	
第1款 資本的支出	6,465,669千円
第1項 建設改良費	4,217,856千円
第2項 資産購入費	17,839千円

第3項 償 還 金 2,219,590千円

第4項 基金積立金 10,384千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
霞ヶ浦常南流域下水道工事請負契約	令和5年度	273,350 ^千
霞ヶ浦湖北流域下水道工事請負契約	自 令和5年度 至 令和6年度	1,511,272
那珂久慈流域下水道工事請負契約	令和5年度	263,790
鬼怒小貝流域下水道工事請負契約	令和5年度	566,036
那珂久慈ブロック広域汚泥処理工事請負契約	自 令和5年度 至 令和6年度	1,821,556

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道事業	1,215,100 ^千	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費等 528,603千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,575,508千円である。

令和4年2月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

条例 ・ その他

第24号議案

茨城県行政組織条例の一部を改正する条例

茨城県行政組織条例（昭和38年茨城県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号を次のように改める。

(5) 保健医療部

第2条中第10号を第11号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 福祉部

第3条第5号を次のように改める。

(5) 保健医療部

保健衛生に関すること。

第3条中第10号を第11号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 福祉部

ア 社会福祉に関すること。

イ 社会保障に関すること。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(茨城県准看護師試験委員設置条例の一部改正)

2 茨城県准看護師試験委員設置条例（昭和27年茨城県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「茨城県保健福祉部長」を「茨城県保健医療部長」に改める。

令和4年2月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第25号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和27年茨城県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に、「100分の67.5」を「100分の62.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の107.5」を「100分の100」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に、「100分の67.5」を「100分の62.5」に、「100分の35」を「100分の32.5」に改める。

(特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和27年茨城県条例第55号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年茨城県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年茨城県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第21条第1項から第3項まで、第6項、第7項若しくは第9項若しくは第22条第2項(同条第3項、第2条の規定による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(以下この項において「特別職条例」という。)第4条第1項、第3条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下この項において「任期付研究員条例」という。)第6条第2項又は第4条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下この項において「任期付職員条例」という。)第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで(職員の育児休業等に関する条例(平成4年茨城県条例第5号)第19条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年茨城県条例第13号)第4条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年茨城県条例第55号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 令和3年12月1日(同日前1箇月以内に退職した者)にあっては、当該退職した日。以下「基準日」という。)において給与条例第22条第2項に規定する特定幹部職員であった者 当該職員に令和3年12月に支給された期末手当の額に107.5分の15を乗じて得た額

(2) 基準日において茨城県立医療大学の学長の職にあっては、当該職員に令和3年12月に支給された期末手当の額に

67.5分の10を乗じて得た額

- (3) 基準日において特別職条例第2条に規定する知事等、任期付研究員条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員若しくは同条第2項に規定する第2号任期付研究員又は任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員であった者 当該職員に令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額
 - (4) 基準日において前3号に掲げる職員以外の職員であった者（給与条例第24条第1項及び第2項に掲げる職員を除く。） 当該職員に令和3年12月に支給された期末手当の額に127.5分の15を乗じて得た額
- 3 基準日において給与条例第6条第11項に規定する再任用職員であった者に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「107.5分の15」とあるのは「62.5分の10」と、同項第2号中「67.5分の10」とあるのは「35分の5」と、同項第4号中「127.5分の15」とあるのは「72.5分の10」とする。
- 4 基準日において人事委員会規則で定める者であった者に対する付則第2項の規定の適用については、同項中「当該各号に定める額」とあるのは、「人事委員会規則で定める者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める額」とする。
(人事委員会規則への委任)
- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

令和4年2月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第26号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年茨城県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「580円」を「1,000円」に改める。

第22条第1項第16号ア中「銃器又は銃器」を「銃砲等（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第3条に規定する銃砲等をいう。以下同じ。）又は銃砲等」に改め、同号イ、エ及びオ中「銃器」を「銃砲等」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例第22条第1項第16号の改正規定は、公布の日から施行し、令和4年3月15日から適用する。

令和4年2月25日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第27号議案

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年茨城県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第28条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第32条を第34条とし、第31条の次に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第32条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第33条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(企業職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 企業職員の育児休業等に関する条例(平成4年茨城県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

本則に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第18条 管理者は、職員が管理者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 管理者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第19条 管理者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(病院事業職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 病院事業職員の育児休業等に関する条例(平成18年茨城県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

本則に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第18条 管理者は、職員が管理者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 管理者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第19条 管理者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第28号議案

茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の276の項中「2,100円」を「2,700円」に改め、同表の283の項中「110,000円」を「98,000円」に改め、同表の285の項中「17,000円」を「15,000円」に改め、同表の358の項を次のように改める。

<p>358 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下この項において「法」という。）第3条第1項の規定に基づく畜舎建築利用計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>畜舎建築利用計画認定申請手数料</p>	<p>畜舎等（法第2条第1項に規定する畜舎等をいう。次項において同じ。）の建築等（同条第2項に規定する建築等をいう。次項において同じ。）に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは212,000円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のときは348,000円、50,000平方メートルを超えるときは605,000円</p>
---	------------------------	---

別表第1の358の項の次に次のように加える。

<p>358の2 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第4条第1項の規定に基づく畜舎建築利用計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>畜舎建築利用計画変更認定申請手数料</p>	<p>畜舎等の建築等に係る部分の床面積の合計（当該畜舎建築利用計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について算定する。）が1,500平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは105,000円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは212,000円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のときは348,000円、50,000平方メートルを超えるときは605,000円</p>
---	--------------------------	---

別表第5の1の項中「7,000円」を「10,400円」に改め、同表の4の項中「9,300円」を「11,600円」に、「8,800円」を「11,100円」に、「8,700円」を「10,300円」に、「8,200円」を「9,800円」に、「7,900円」を「9,000円」に、「7,400円」を「8,500円」に、「6,200円」を「7,200円」に、「5,700円」を「6,700円」に改め、同表の7の項中「21,400円」を「23,200円」に、「20,900円」を「22,700円」に改め、同表の8の項中「」の属する年度の4月1日において35歳未満のものを「」の属する年度の4月1日において25歳未満のもの（知事が指定する日において在職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者をいう。以下この項において同じ。）であるものに限る。）に、「試験日の属する年度の4月1日において35歳未

満のもの」を「試験日の属する年度の4月1日において25歳未満のもの（知事が指定する日において在職者であるものに限る。）」に改め、同表の11の項中「7,000円」を「8,200円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
（茨城県証紙条例の一部改正）
- 2 茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表に次の1項を加える。

169 畜舎建築利用計画認定等申請手数料

令和4年2月25日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第29号議案

茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例の一部 を改正する条例

茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例（平成28年茨城県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年2月25日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第30号議案

茨城県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

茨城県住民基本台帳法施行条例（平成14年茨城県条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1中35の項を36の項とし、19の項から34の項までを1項ずつ繰り下げ、18の項の次に次のように加える。

19 児童福祉法第56条第2項に規定する費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年2月25日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第31号議案

茨城県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

茨城県国民健康保険財政安定化基金条例（平成30年茨城県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条中「同条第2項」の次に「又は第4項」を加える。

第10条第1項中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改める。

付則第4項（見出しを含む。）中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月25日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第32号議案

児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

- (1) 児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成30年茨城県条例第17号）付則第4項
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成30年茨城県条例第18号）付則第2項

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月25日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第33号議案

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例（平成20年茨城県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条中「筑波大学の医学を履修する課程」の次に「，学校法人順天堂が設置する順天堂大学の医学を履修する課程及び学校法人昭和大学が設置する昭和大学の医学を履修する課程」を加える。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月25日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第34号議案

児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年茨城県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項第4号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務（法第13条第3項第2号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第38条第1項第4号ア中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第59条第1項第4号ア中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第93条第1項第4号ア中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第101条第1項第4号ア中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に乳児院の長、母子生活支援施設の長、児童養護施設の長、児童心理治療施設の長及び児童自立支援施設の長である者は、それぞれこの条例による改正後の児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第30条第1項に規定する乳児院の長、新条例第38条第1項に規定する母子生活支援施設の長、新条例第59条第1項に規定する児童養護施設の長、新条例第93条第1項に規定する児童心理治療施設の長及び新条例第101条第1項に規定する児童自立支援施設の長となる資格を有する者とみなす。

令和4年2月25日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第35号議案

土浦・阿見都市計画事業阿見吉原土地区画整理事業施行規程を定める条例 を廃止する条例

土浦・阿見都市計画事業阿見吉原土地区画整理事業施行規程を定める条例（平成15年茨城県条例第70号）は、廃止する。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月25日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第36号議案

茨城県立産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

茨城県立産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例（平成16年茨城県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「専門課程」の次に「及び専門短期課程」を加える。

第3条及び第4条中「短期大学校に」の次に「専門課程の訓練生として」を加える。

第5条第3項中「及び聴講料」を「聴講料及び受講料」に改め、同項の表中

聴	講	料	1単位につき	5,000円	を
聴	講	料	1単位につき	5,000円	
受	講	料	1科目につき	10,000円	に

改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 短期大学校の専門短期課程を受講する者は、受講料を納付しなければならない。

第6条に次の1項を加える。

5 受講料は、受講を開始する日までに納付するものとする。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（専門短期課程の高度職業訓練に関する基準）

第11条 法第19条第1項の条例で定める基準で短期大学校の専門短期課程の高度職業訓練に関するものは、次に掲げるとおりとする。

- （1）訓練の対象者は、職業に必要な高度の技能（専門的かつ応用的な技能を除く。）及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。
- （2）教科は、その科目が職業に必要な高度の技能（専門的かつ応用的な技能を除く。）及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
- （3）訓練の実施方法は、通信の方法とすることもできること。この場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて添削による指導若しくは面接による指導又はその両方を行うこと。
- （4）訓練期間は、6月（訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合にあっては、1年）以下の適切な期間であること。
- （5）訓練時間は、訓練期間において、教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間が12時間以上であること。
- （6）設備は、教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第37号議案

茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例（昭和51年茨城県条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）の表硬度試験機器の部ロックウェル硬度計の項中「370」を「1,320」に改め、同表物性試験・薄膜作成等機器の部赤外分光光度計の項中「5,940」を「3,300」に改め、同部顕微鏡（金属用）の項、光強度測定システムの項、波長分散型蛍光エックス線分析装置の項及びポテンショスタット／ガルバノスタットの項を削り、同表電気試験機器の部オシロスコープの項及び磁界測定器の項を削り、同表耐候試験機器の部に次のように加える。

卓 上 型 塩 水 噴 霧 試 験 機	1 時 間	1,430
---------------------	-------	-------

別表第1 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）の表金属工作機械の部に次のように加える。

ダ イ ヤ モ ン ド ワ イ ヤ ー 切 断 機	1 時 間	4,180
---------------------------	-------	-------

別表第1 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）の表食品加工機器の部カスケードポンプの項及び火入れ殺菌機の項を削る。

別表第1 2 茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所の表加工機類の部に次のように加える。

ミ ク ロ ト ー ム	1 時 間	1,980
凍 結 粉 砕 機	1 時 間	990
切 断 機	1 時 間	1,760
自 動 研 磨 機	1 時 間	1,100
ワ イ ン ダ ー	1 時 間	1,100
サ イ ジ ン グ 機	1 時 間	1,100
ホ ール ガ ー メ ント コ ン ピ ュ ー タ ー 横 編 機	1 時 間	2,530

別表第1 2 茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所の表試験機器類の部電子顕微鏡の項中「540」を「1,870」に改め、同部に次のように加える。

赤 外 分 光 光 度 計	1 時 間	2,640
恒 温 恒 湿 器	1 時 間	770

別表第2 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）の表分析の部定性分析の項中

F T - I R によるもの	1 試験・1 測定	6,180
赤外分光光度計による透過測定	1 試験・1 測定	11,560
赤外分光光度計による赤外放射測定	1 試験・1 測定	17,060

を

F T - I R によるもの	1 試験・1 測定	5,060
-----------------	-----------	-------

」に、「9,460」を「6,930」に、

エックス線回折装置によるもの	1 試料・1 測定	13,200
波長分散型蛍光エックス線分析装置によるもの	1 試料・1 測定	7,150

を

エックス線回折装置によるもの	1 試料・1 測定	13,200
----------------	-----------	--------

」に改め、同部定量分析の項中

炭素硫黄分析装置によるもの	1 試験・1 測定	4,510
波長分散型蛍光エックス線分析装置によるもの	1 試料・1 成分	9,570

を

炭素硫黄分析装置によるもの	1 試験・1 測定	4,510
---------------	-----------	-------

」に改め、同部電気化学測定

の項を削り、同部前処理の項を次のように改める。

前 処 理	マイクロ波加熱分解装置によるもの	1	試 料	6,380
	マニピュレータマイクロスコープによるもの	1	試 料	5,610
	ダイヤモンドワイヤー切断機によるもの	1	件	3,410
	そ の 他 前 処 理	1	時 間	3,410

別表第2 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）の表材料試験等の部硬度試験の項中

ロックウェル硬度計によるもの	1 試料・3 点測定	1,320
	(追加1点増すごとに)	340

を

ロックウェル硬度計によるもの	1 試料・3 点測定	1,430
	(追加1点増すごとに)	440

」に改め、同部残留応力測定

項の次に次のように加える。

非破壊試験（エックス線CT装置によるもの）	1 試料・1 時間	11,990
	1 時間を超え， 1 試料1 時間ごとに	8,910

別表第2 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）の表性能試験（長期性能試験）の部耐食試験の項中

塩水噴霧試験等	1 件・24 時間	6,710	を
---------	-----------	-------	---

塩水噴霧試験等（卓上型塩水噴霧試験機以外によるもの）	1 件・24 時間	6,710	に改め、同表表面処理試験の
卓上型塩水噴霧試験機による塩水噴霧試験等	1 件・24 時間	4,730	

部膜厚試験の項中

電解式膜厚計によるもの	1 試料・1 測定	2,200	を
金属顕微鏡によるもの	1 試料・1 測定	2,760	

電解式膜厚計によるもの	1 試料・1 測定	2,200	に改め、同表設計支援の部解
-------------	-----------	-------	---------------

析シミュレーション（CAE）の項の次に次のように加える。

塑性加工解析 （CAE）	設	定	1 件・1 時間	5,720
	計	算	1 件・1 時間	2,420

別表第2 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）の表食品の分析、試験等の部前処理の項を削る。

別表第2 2 茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所の表試験又は分析の部プラスチック試料作成の項中

射出成形機によるもの	1 件（5 ショットまで）	3,850	を
	追加同一材料（5 ショットまで）	770	

射出成形機によるもの	1 件（5 ショットまで）	3,850
	追加同一材料（5 ショットまで）	770

試料切断	1	件	1,540
試料研磨	1	件	3,300
冷間樹脂埋め	1	試料	1,540

に改め、同部電子顕微鏡表面観察の項中

「5,270」を「4,510」に、「1,900」を「880」に改め、同表試作又は加工の部に次のように加える。

試編み（ホールガーメントコンピューター横編機によるもの）	1件（1事項） （幅90センチメートルまで、長さ50センチメートルまで）	3,410
	1件（1事項） （長さ50センチメートルを超え、50センチメートルにつき）	1,430

付 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に設備の使用の承認又は試験、分析、検査、調製、加工等の依頼の承認を受けている者に係る使用料又は手数料の額については、なお従前の例による。

令和4年2月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第38号議案

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に基づき畜舎等の技術基準を定める条例

(趣旨)

第1条 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する技術基準については、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年^{農林水産省}_{国土交通省}令第6号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び省令で使用する用語の例による。

(崖に近接する畜舎等)

第3条 高さ2メートルを超える崖（勾配が30度を超える傾斜地をいう。以下同じ。）の下端（崖の下にあつては、崖の上端）からの水平距離が、崖の高さの2倍以内の位置に畜舎等を建築し、又は畜舎等の敷地を造成する場合には、崖の形状若しくは土質又は畜舎等の位置、規模若しくは構造に応じて、安全な擁壁を設けなければならない。ただし、崖の形状又は土質により安全上支障がない部分については、この限りでない。

2 前項本文の規定は、崖の上に畜舎等を建築する場合において、当該畜舎等の基礎が崖に影響を及ぼさないとき又は崖の下に畜舎等を建築する場合において、当該畜舎等の主要構造物（崖崩れによる被害を受けるおそれのない部分を除く。）を鉄筋コンクリート造りとし、又は崖と当該畜舎等との間に安全な施設を設けたときは、適用しない。

3 高さ2メートルを超える崖の上にある建築敷地には、崖の肩に沿って排水溝を設ける等崖への流水又は浸水を防止するため安全な措置を講じなければならない。

(大規模の畜舎等の敷地と道路との関係)

第4条 都市計画区域及び準都市計画区域内においては、延べ面積（同一敷地内に2以上の畜舎等がある場合は、その延べ面積の合計）が1,000平方メートルを超える畜舎等の敷地は、道路に4メートル以上避難上有効に接しなければならない。ただし、周囲の状況等により知事が安全上支障がないと認める場合は、この限りでない。

(畜舎等の敷地の路地状部分の幅員)

第5条 都市計画区域及び準都市計画区域内においては、畜舎等の敷地が路地状部分によって道路に接する場合その路地状部分の幅員は、次に掲げる限度以上としなければならない。ただし、畜舎等の構造並びに敷地及び周囲の状況により知事が安全上支障がないと認める場合は、この限りでない。

(1) 路地状部分の長さが20メートル未満の場合は、2メートル

(2) 路地状部分の長さが20メートル以上40メートル未満の場合は、3メートル

(3) 路地状部分の長さが40メートル以上の場合は、4メートル

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第39号議案

茨城県都市公園条例の一部を改正する条例

茨城県都市公園条例（昭和32年茨城県条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1（2）有料公園施設の表洞峰公園の項中「， 野球場」を削る。

別表第3（2）有料公園施設を利用する場合 ア 普通利用料金 その2の表洞峰公園の項中

テニスコート		1面につき 1,040	1面につき 1,530	1面につき 2,390	1面につき 340	団体利用料金に同じ。
体育館	全面	7,630	9,150	14,710	2,180	
	片面	3,810	4,570	7,400	1,090	2時間までごとに 1人につき 150
野球場		2,830	3,600	5,550	750	

テニスコート		1面につき 1,040	1面につき 1,530	1面につき 2,390	1面につき 340	団体利用料金に同じ。
体育館	全面	7,630	9,150	14,710	2,180	
	片面	3,810	4,570	7,400	1,090	2時間までごとに 1人につき 150

改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月25日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

22,440	27,450	30,490	44,000	6,310	76,360	91,610	91,610	147,600	21,350
11,110	13,720	15,140	22,000	3,170	38,240	45,860	45,860	73,740	10,670
8,170	10,890		16,560	2,390	27,990	36,930		54,800	7,630

を

22,440	27,450	30,490	44,000	6,310	76,360	91,610	91,610	147,600	21,350
11,110	13,720	15,140	22,000	3,170	38,240	45,860	45,860	73,740	10,670

に

第40号議案

茨城県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県警察関係手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1の20の項中「1,800円」を「1,600円」に改め、同表の30の項中「第91条」の次に「又は第91条の2第2項」を加え、同表の38の2の2の項中「認知機能検査」を「認知機能検査等」に改め、「者」の次に「（同法第97条の2第1項第3号イの認知機能検査を受けようとする者に限る。）」を加え、「750円」を「1,050円」に改め、同表の38の2の3の項中「第101条の4第2項」の次に「又は第101条の7第1項」を加え、「認知機能検査に従事しようとする者」を「認知機能検査等に従事しようとする者（同法第97条の2第1項第3号イの認知機能検査に従事しようとする者に限る。）」に、「1,400円」を「1,450円」に改め、同項の次に次のように加える。

38の2の4 道路交通法第101条の4第3項の運転技能検査等を受けようとする者（同法第97条の2第1項第3号イの運転技能検査を受けようとする者に限る。）	3,550円
--	--------

別表第1の50の項を次のように改める。

50 道路交通法第108条の2第1項第12号の講習を受けようとする者	<p>(1) 道路交通法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許（以下この項において「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（同法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに同法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習を受けようとする場合にあっては、6,450円</p> <p>(2) 普通自動車対応免許を受けている者（道路交通法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は同法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習を受けようとする場合にあっては、2,900円</p>
------------------------------------	---

別表第1の51の2の項中「第108条の2第1項第14号」を「第108条の2第1項第15号」に改め、同項を同表の51の3の項とし、同表の51の項の次に次のように加える。

51の2 道路交通法第108条の2第1項第14号の講習を受けようとする者（別表第3の1の3の項に掲げる者が行う講習を受けようとする者を除く。）	講習1時間について2,250円
---	-----------------

別表第1の52の項中「で道路交通法施行令第37条の6の基準に適合するもの」を「（同法第97条の2第1項第3号イの国家公安委員会規則で定める基準に適合するものに限る。）」に、「1,350円」を「6,450円」に改め、同表の52の2の項を次のように改める。

52の2 道路交通法第108条の2第2項の講習（同法第97条の2第1項第3号ホの国家公安委員会規則で定める基準に適合するものに限る。）を受けようとする者	1,350円
--	--------

別表第1の52の3の項を削り、同表の54の項の次に次のように加える。

54の2 道路交通法第108条の3の3の通知を受けた者（同法第108条の2第1項第14号の講習を受けようとする者に限る。）	900円
---	------

別表第3の1の2の項の次に次のように加える。

1の3 道路交通法第108条の4第1項の規定により公安委員会が若年運転者講習を行わせることとした者	若年運転者講習	講習1時間について2,250円
---	---------	-----------------

付 則

この条例は、令和4年5月13日から施行する。ただし、別表第1の20の項の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月25日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第41号議案

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、下記のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

記

- 1 契約の目的 包括外部監査及び当該監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和4年4月1日
- 3 契約金額 1,650万円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払とする。ただし、契約の定めるところにより概算払をすることができる。
- 5 契約の相手方 住所 那珂郡東海村白方中央二丁目4番17号
氏名 小笠原 隆
資格 公認会計士

令和4年2月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第42号議案

霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について

下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の10第1項の規定により県が行う霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用について、同法第31条の2第1項の規定により関係市町村に令和4年度分として負担させる金額は、それぞれ下記のとおりとする。

記

龍ヶ崎市	455,463千円
牛久市	396,242千円
つくば市	1,498,307千円
稲敷市	12,485千円
河内町	14,393千円
利根町	73,897千円
土浦市	1,057,606千円
石岡市	288,948千円
かすみがうら市	188,892千円
小美玉市	124,740千円
阿見町	450,054千円
潮来市	279,279千円
行方市	41,756千円
水戸市	601,595千円
日立市	364,653千円
常陸太田市	147,162千円
ひたちなか市	381,711千円
常陸大宮市	72,483千円
那珂市	249,367千円
大洗町	80,209千円
城里町	42,926千円
東海村	269,232千円
ひたちなか・東海 広域事務組合	22,351千円
古河市	124,410千円
坂東市	60,060千円
境町	208,494千円
下妻市	203,706千円
常総市	93,106千円

筑西市	228,381千円
八千代町	51,807千円
桜川市	122,534千円

令和4年2月25日提出

茨城県知事 大井川 和彦